

別表第二(第2条関係)  
鉄筋コンクリート造の住宅の危険度判定

| (い)     | (ろ)   | (は)               | (に)  | (ほ)  |    |
|---------|---|-------------------|--|------|----|
| 評定区分    | 評定項目  | 評定内容              | 評点   | 最高評点 |    |
| 一       | 構造一般の程度   | (一) 基礎            | 基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの   | 30   | 60 |
|         |   | (二) 柱及び耐力壁の配置     | 柱及び耐力壁の全体の配置が構造耐力上適当でないもの  | 15   |    |
|         |   | (三) 柱及び耐力壁の断面積    | イ 一階の柱及び耐力壁の断面積から算出される強度指標Cが0.4以上0.6未満のもの                              | 20   |    |
|         |   |                   | ロ 一階の柱及び耐力壁の断面積から算出される強度指標Cが0.4未満のもの                                   | 40   |    |
|         |   | (四) 外壁又は界壁        | 外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの                             | 25   |    |
|         |   | (五) 増築が行われた外壁又は屋根 | 増築が行われた外壁(屋外側に増築が行われたものに限る)又は屋根が適当な構造でないもの                             | 30   |    |
|         |   | (六) 床             | イ 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが四十五センチメートル未満のもの又は最下階の床以外の床が適当な構造でないもの | 10   |    |
|         |   |                   | ロ 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが四十五センチメートル未満で最下階の床以外の床が適当な構造でないもの     | 20   |    |
| (七) 天井  | 主要な居室の天井の高さが二メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの   | 10                |  |      |    |
| (八) 開口部 | 主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの   | 10                |  |      |    |
| 二       | 構造の劣化又は破損の程度  | (一) 床             | イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの                                | 10   | 80 |
|         |   |                   | ロ たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの                   | 15   |    |
|         |   |                   | ハ たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの               | 25   |    |
|         |   | (二) 基礎、柱、はり又は耐力壁  | イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの                                | 15   |    |
|         |   |                   | ロ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの                  | 20   |    |
|         |   |                   | ハ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの              | 40   |    |
|         |   |                   | ニ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険があるもの   | 80   |    |
|         |   | (三) 壁(耐力壁を除く。)    | イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの                                | 10   |    |
|         |   |                   | ロ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの                        | 15   |    |
|         |   |                   | ハ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの                    | 25   |    |
|         |   | (四) 外壁            | イ 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落の恐れのあるもの  | 15   |    |
|         |   |                   | ロ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずる恐れのあるもの   | 25   |    |
|         |   | (五) 屋根            | イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの                     | 10   |    |
|         |   |                   | ロ たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの                             | 15   |    |
|         |   |                   | ハ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの                                       | 25   |    |
| 備考      | <p>※(ろ)欄に掲げる各評定項目につき(は)欄に掲げる評定内容に於ける(に)欄に定める評点を(い)欄に掲げる評定区分ごとに合計した評点(その合計した評点が当該評定区分ごとの(ほ)欄に掲げる最高評点をこえるときは、その最高評点)を合算する。</p> <p>一 一の評定項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に於ける各評点のうち最も高い評点とする。</p> <p>二 この表において、強度指標Cは、次の数値を表すものとする。</p> $C = ((0.3 \cdot Aw1 + 0.2 \cdot Aw2 + 0.1 \cdot Aw3 + 0.07 \cdot Ac) / (1200 \cdot \Sigma Af)) \cdot (F_c / 20)$ <p>Aw1＝一階の耐力壁の断面積の総和(両側柱付)(単位 平方ミリメートル)<br/> Aw2＝一階の耐力壁の断面積の総和(片側柱付)(単位 平方ミリメートル)<br/> Aw3＝一階の耐力壁の断面積の総和(柱なし(壁式等の場合))(単位 平方ミリメートル)<br/> Ac＝一階の独立柱の断面積の総和(単位 平方ミリメートル)<br/> Σ Af＝二階以上の床面積の総和(単位 平方ミリメートル)<br/> Fc＝コンクリート圧縮強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)</p> |                   |  |      |    |
| 依頼者     |   | 調査日               |  |      |    |
| 所在地     |   | 調査員               | 技師 竹下 勇太郎<br>主任 大野 勇人  |      |    |